

昭和42年9月30日

長崎県警察本部訓令第13号

最終改正 令和8年3月31日 長崎県警察本部訓令第13号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年長崎県条例第45号。以下「条例」という。）及び警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和35年長崎県人事委員会規則第14号。以下「規則」という。）に基づき警察職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用除外職員)

第1条の2 規則第1条に定める「警視の職にあるもの」とは、警視及び同相当職の一般職員をいう。

(危険な飛行の定義)

第2条 規則第12条第5号に定める「人事委員会が特に認める危険な飛行」とは、人事委員会通知に基づく次の各号の一に該当するものをいう。

- (1) 風速10メートルを超える気象条件下における飛行
- (2) 飛行視程5キロメートル以下における飛行
- (3) 高度100メートル以下における低空飛行
- (4) 沿岸から10キロメートル以上の洋上における飛行

第3条 削除

(損傷の著しい死体の定義)

第3条の2 規則第14条第2項に定める「人事委員会規則で定める損傷の著しい死体」とは、人事委員会通知に基づく次の各号の一に該当するものをいう。

- (1) 汽車、電車等の軌道事故に伴う死体のうち、手足又は頭部、腹部等が轢断されたものの及び轢断には至らないが、衝撃により臓器等が飛び出しているもの
- (2) 航空機の墜落事故による死体（損傷の程度が軽度のものを除く。）
- (3) 交通事故による死体のうち、頭部挫滅又は腹部から臓器が大量に飛び出しているものの及び衝撃で原形をとどめない損傷のあるもの
- (4) 溺死体のうち、腐敗が進行して皮膚が容易に剥がれる状態にあるもの
- (5) 焼死体（煙等による窒息死で、死体が焼けただれていないものを除く。）
- (6) 埋没死体のうち、死亡後の時間経過により腐敗が進行し、皮膚が剥がれる状態にあるもの
- (7) 前各号に掲げるものと同程度に損傷した死体（死後、相当時間が経過している白骨死体で、異臭もなく不快性が認められないものを除く。）

(本務手当)

第3条の3 条例第3条並びに条例第5条第1項第1号、第2号及び第5号に定める作業に従事したときに支給される手当の総称を本務手当とし、手当の対象となる者及び職については、別に定める。

(人事委員会が定める皇族の定義)

第3条の4 条例第5条第5項に定める「人事委員会が定める皇族」とは、人事委員会通

知に基づく上皇、上皇后、皇嗣及び皇嗣妃並びに悠仁親王をいう。

(特殊勤務手当実績簿)

第4条 規則第17条に規定する実績簿は、特殊勤務手当実績簿(様式第1号)(以下「実績簿」という。)及び特殊勤務手当(本務手当)実績簿(様式第1号の2)のとおりとする。

(死体処理作業従事者名簿)

第5条 条例第5条第1項第4号に定める死体処理作業については、死体処理作業従事者名簿(様式第2号)を作成して実績簿に添付しておかなければならない。

(身辺警護等作業従事者名簿)

第5条の2 条例第5条第1項第6号に定める身辺警護等作業については、身辺警護等作業従事者名簿(様式第2号の2)を作成して実績簿に添付しておかなければならない。

(潜水作業従事者名簿)

第6条 条例第5条第1項第8号に定める潜水作業については、潜水作業従事者名簿(様式第3号)を作成して実績簿に添付しておかなければならない。

(爆発物等処理作業従事者名簿)

第7条 条例第5条第1項第9号に定める爆発物等処理作業については、爆発物等処理作業従事者名簿(様式第4号)を作成して実績簿に添付しておかなければならない。

(銃器等犯罪捜査従事者名簿)

第7条の2 条例第5条第1項第10号に定める銃器等犯罪捜査従事作業については、銃器等犯罪捜査従事者名簿(様式第4号の2)を作成して実績簿に添付しておかなければならない。

(航空機搭乗作業等従事者名簿)

第8条 条例第5条第1項第13号に定める航空機搭乗作業及び同項第14号に定める航空機搭乗危険作業については、航空機搭乗作業等従事者名簿(様式第5号)を作成して実績簿に添付しておかなければならない。

(救難救助等作業従事者名簿)

第9条 条例第5条第1項第15号に定める救難救助等作業については、救難救助等作業従事者名簿(様式第6号)を作成して実績簿に添付しておかなければならない。

2 条例第5条第13項第1号に定める「作業が日没時から日出時までの間において行われた場合」及び同項第2号に定める「作業が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域(人事委員会がこれに準ずると認める地域を含む。)で行われた場合」における救難救助等作業については、前項に定める名簿のほか、救難救助等作業加算該当者名簿(様式第6号の2)を作成して実績簿に添付しておかなければならない。

(遠隔地水上警戒作業従事者名簿)

第9条の2 条例第5条第1項第16号に定める遠隔地水上警戒作業については、遠隔地水上警戒作業従事者名簿(様式第6号の3)を作成して実績簿に添付しておかなければならない。

2 条例第5条第14項に定める「特に困難で心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合」における遠隔地水上警戒作業については、前項に定める名簿

のほか、遠隔地水上警戒作業加算該当者名簿（様式第6号の4）を作成して実績簿に添付しておかなければならない。

（船員作業従事者名簿）

第9条の3 条例第5条第1項第17号に定める船員作業については、船員作業従事者名簿（様式第6号の5）を作成して実績簿に添付しておかなければならない。

（手当額の特例受給者名簿）

第10条 条例第6条に該当した場合は、手当額の特例受給者名簿（様式第7号）を作成して実績簿に添付しておかなければならない。

（特殊勤務作業（本務手当）実績報告書）

第11条 条例第3条又は条例第5条第1項第1号、第2号若しくは第5号に該当した場合は、特殊勤務作業（本務手当）実績報告書（様式第8号）を作成しなければならない。

（電磁的方法による様式の作成）

第12条 規則及びこの訓令の規定により作成することとされている様式については、当該様式に記載すべき事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）等電磁的方法により調製することをもって、当該様式の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的方法により調製したものは、当該様式とみなす。

附 則

- 1 この訓令は、昭和42年9月30日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。
- 2 警察職員の特殊勤務手当の技術の級の認定等に関する訓令（昭和40年長崎県警察本部訓令第13号）は、廃止する。

附 則（昭和45年長崎県警察本部訓令第14号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。ただし、交通整理作業にかかる改正規定は、昭和45年9月1日から施行する。

附 則（昭和46年長崎県警察本部訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。

附 則（昭和49年長崎県警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年長崎県警察本部訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年長崎県警察本部訓令第15号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年長崎県警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和53年2月1日から施行する。

附 則（昭和53年長崎県警察本部訓令第21号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年長崎県警察本部訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和55年1月1日から適用する。

附 則（昭和57年長崎県警察本部訓令第10号）

この訓令は、昭和57年11月17日から施行する。

附 則（昭和62年長崎県警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行するものとする。

附 則（平成元年長崎県警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年長崎県警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年長崎県警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年長崎県警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成5年長崎県警察本部訓令第1号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年長崎県警察本部訓令第29号）

この訓令は、平成6年10月14日から施行する。

附 則（平成6年長崎県警察本部訓令第31号）

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成7年長崎県警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年長崎県警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年長崎県警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年長崎県警察本部訓令第38号）

この訓令は、平成13年10月2日から施行する。

附 則（平成20年長崎県警察本部訓令第13号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年長崎県警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和元年長崎県警察本部訓令第3号）

この訓令は、令和元年6月20日から施行する。

附 則（令和2年長崎県警察本部訓令第26号）

この訓令は、令和2年8月4日から施行し、令和2年2月1日から適用する。

附 則（令和4年長崎県警察本部訓令第4号）

この訓令は、令和4年2月16日から施行し、令和3年8月13日から適用する。

附 則（令和4年長崎県警察本部訓令第17号）

この訓令は、令和4年12月27日から施行し、改正後の第9条の3の規定は、令和4年9月15日から適用する。

附 則（令和5年長崎県警察本部訓令第13号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年長崎県警察本部訓令第20号）

この訓令は、令和５年７月７日から施行する。

附 則（令和７年長崎県警察本部訓令第11号）

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和８年長崎県警察本部訓令第13号）

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。